

2020年1月20日
株式会社 山梨中央銀行

「山梨ちゅうぎん遺言代用信託」および「山梨ちゅうぎん暦年贈与型信託」 の取扱いを開始します

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、多様化する相続関連ニーズにきめ細かくお応えするため、みずほ信託銀行株式会社（社長 飯盛 徹夫）の信託代理店として、2020年2月3日（月）から、以下の通り新たな信託商品の取扱いを開始します。

また、みずほ信託銀行株式会社が開発・提供する「資産承継アプリ」と「信託商品販売管理アプリ」を導入し、お客さまの相続税・贈与税の簡易なシミュレーションや本商品の申込受付をタブレット端末等で行います。

1. 商品名称

- (1) 山梨ちゅうぎん遺言代用信託
- (2) 山梨ちゅうぎん暦年贈与型信託

2. 取扱開始日

2020年2月3日（月）

3. 商品概要（詳細は別紙をご参照ください）

商品名	特徴
「山梨ちゅうぎん遺言代用信託」 （合同運用指定金銭信託（遺言代用型））	相続発生時に簡便な手続きでご家族等が相続資産（金銭）を受け取ることができる信託商品です。
「山梨ちゅうぎん暦年贈与型信託」 （合同運用指定金銭信託（暦年贈与型））	お客さまの生前贈与手続きをサポートし、簡便な手続きで次世代に資産（金銭）を移転することができる信託商品です。

4. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電 話】0120-^{ふれあいハローに}201862（照会コード：9）

【受付時間】月曜日～金曜日 9：00～17：00

（ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。）

当行では、今後とも、よりお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

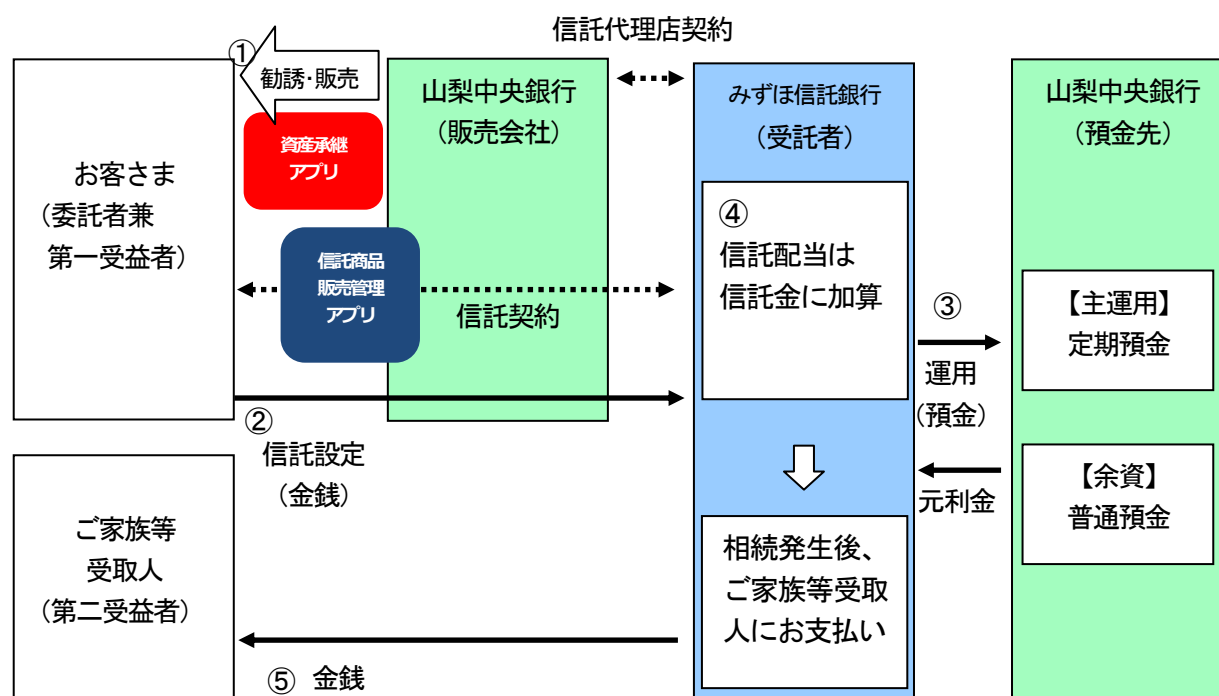
以 上

株式会社 山梨中央銀行

登録金融機関 関東財務局長（登金）第41号
加入協会 日本証券業協会

項目	内容
商品名	山梨ちゅうぎん遺言代用信託 (合同運用指定金銭信託 (遺言代用型))
対象	個人のお客さま (委託者兼第一受益者)
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受取人	推定相続人から最大4名まで指定可能 (第二受益者)
運用方法	主に当行定期預金 (一部当行の決済用預金)
信託期間	5年以上30年以内 (1年単位)
申込金額	200万円以上3,000万円以下 (1万円単位)
申込手数料	信託金額の1.1% (税込)
支払方法	信託設定時に受取方法・受取期間・受取割合を指定 ① 一時金受取 ② 定時定額受取：年1回または年2回、1～10年以内で指定
元本補填等	運用対象は当行預金ですが、元本補填はなく、預金保険対象外商品となります。
取扱店	当行本・支店 (インターネット富士山支店は除きます)

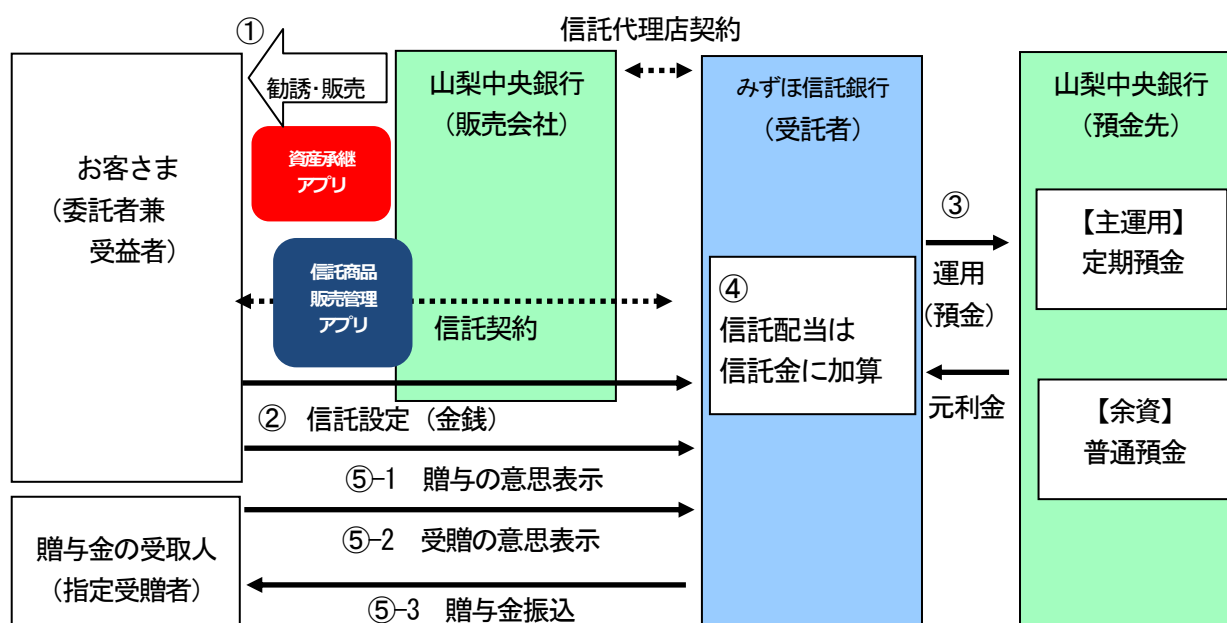
【「山梨ちゅうぎん遺言代用信託」スキーム】



- ①山梨中央銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、山梨中央銀行のお客さまに「山梨ちゅうぎん遺言代用信託」を販売。
- ②みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定。
- ③みずほ信託銀行は、信託金を主に山梨中央銀行の定期預金にて運用。
- ④設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取り。（一時金/定時定額）。

項目	内容
商品名	山梨ちゅうぎん暦年贈与型信託 (合同運用指定金銭信託 (暦年贈与型))
対象	個人のお客さま (委託者兼受益者)
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受取人	3親等以内の親族から最大9名まで指定可能
運用方法	主に当行定期預金 (一部当行の決済用預金)
信託期間	5年以上30年以内 (1年単位)
申込金額	500万円以上 (1万円単位)
申込手数料	信託金額の1.1% (税込)
管理手数料	年11,000円 (税込)
贈与手続	お客さまは、年1回贈与手続が可能です。 みずほ信託銀行が、所定の手続きにより、お客さまからご指定いただいた金額を贈与金受取人の口座へ振り込みます。
元本補填等	運用対象は当行預金ですが、元本補填はなく、預金保険対象外商品となります。
取扱店	当行本・支店 (インターネット富士山支店は除きます)

【「山梨ちゅうぎん暦年贈与型信託」スキーム】



- ①山梨中央銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店 (登録金融機関) として山梨中央銀行のお客さまに「山梨ちゅうぎん暦年贈与型信託」を販売。
- ②みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定。
- ③みずほ信託銀行は、信託金を主に山梨中央銀行の定期預金にて運用。
- ④設定した信託の決算時に運用成果 (定期預金の利息) から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤お客さまは、年に1回、受託者所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客さまが指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。

以上